

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	市川市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	18-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ichikawa.lg.jp/pla01/1111000162.html

執行機関名 市川市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	10	
③番号法別表第2の項	18	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第57号)別表第1 第2の項 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施等に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	市川市流行性耳下腺炎ワクチン任意予防接種実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から <u>予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、</u> 予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、流行性耳下腺炎の発生及びまん延を予防するため、流行性耳下腺炎ワクチン(以下「ワクチン」という。)の <u>任意予防接種事業の実施その他必要な措置を講ずることにより、乳幼児の健康の保持に寄与するとともに、</u> 予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		市川市流行性耳下腺炎ワクチン任意予防接種実施要綱